## 昭和三十七年大蔵省令第二十八号

国税通則法施行令第二十一条第一項ただし書及び第二項、第三十四条第一項第五号並びに第三十六条の規定に基づき、国税通則法施行規則を次のように定める。

**第一条** 税務署その他の行政機関の職員(以下この項及び次項において「交付送達を行う職員」という。)は、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号。以下「法」という。)第十二条第四項又は 第五項第一号(書類の送達)の規定により交付送達を行つた場合には、その交付を受けた者に対し、その旨を記載した書面に署名(記名を含む。 い。この場合において、その者が署名の求めに応じないときは、交付送達を行う職員は、その理由を付記しなければならない。 以下この項において同じ。)を求めなければならな

交付送達を行う職員は、法第十二条第五項第二号の交付送達を行つた場合には、その旨を記載した書面を作成しなければならない。

第一項の規定は、税関の当該職員が、次の各号に掲げる場合において、法第十二条第四項ただし書の規定により当該各号に定める書類を交付したときは、適用しない

掲げる場合にあつては、納税告知書) いう。以下同じ。)を税関の当該職員に即納させるとき につき徴収すべき消費税等(法第二条第三号(定義)に規定する消費税等をいう。次号において同じ。)に係るものであるときその他特別の必要に基づき国税(法第二条第一号に規定する国税を 法第三十三条第三項(賦課決定の所轄庁等)の規定により税関長が法第三十二条第五項(賦課決定)に規定する賦課決定を行う場合において、当該賦課決定が消費税法(昭和六十三年法律第 八号)第八条第三項(輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税)の規定により直ちに徴収する消費税又は本邦に入国する者が、入国の際に携帯し、若しくは別送して輸入する物品 法第三十三条第三項の規定により読み替えて適用される法第三十二条第三項又は第四項に規定する賦課決定通知書(同条第一項第一号に

おいて、当該納税の告知が本邦に入国する者が、入国の際に携帯し、又は別送して輸入する物品につき課する消費税等に係るものであるときその他特別の必要に基づき国税を税関の当該職員に 法第四十五条第一項(税関長又は国税局長が徴収する場合の読替規定)の規定により読み替えて適用される法第三十六条第一項(納税の告知)の規定により税関長が納税の告知を行う場合に

即納させるとき 納税告知書

(公示送達の方法)

**第一条の二** 外国においてすべき送達については、税務署長その他の行政機関の長は、公示送達があつたことを通知することができる。

(納付に係る届出等)

第一条の三

法第三十四条の二第一項(口座振替納付に係る通知等)に規定する納税者が、同項に規定する通知の依頼をするものとして税務署長に届け出た場合 法第三十四条第一項ただし書(納付の手続)に規定する財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする

務署長に届け出た場合 電子情報処理組織を使用する方法により国税を納付しようとする者が、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四条第一 (事前届出等)の規定により税務署長に届け出た場合又は同令第八条第一項(電子情報処理組織による国税の納付手続)に規定する事項の入力及び当該事項の情報の送信をするものとして税

法第三十四条第一項ただし書に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

に規定する電磁的記録を含む。)を添えて国税を納付する方法 前項第一号の届出があつた場合 法第三十四条の二第一項に規定する金融機関が、次条第一号の規定による送付がされた同号に規定する記録媒体 (同条第二号の規定による送信がされた同号

前項第二号の届出があつた場合 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第八条第一項の規定により国税を納付する方法

法第三十四条第二項に規定する財務省令で定める方法は、前項第二号に定める方法のうち国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第二項の入出力用プログ

ラム又はこれと同様の機能を有するもののみを使用して国税の納付の手続を行う方法とする。

。)と同時に行われる同令第八条第一項の規定による納付書(法第三十四条第一項に規定する納付書をいう。第六項、次条第一号及び第二条第二項(納付委託の対象)において同じ。)に記載すべ きこととされている事項の情報の送信とする。 令第八条第二項若しくは国際観光旅客税法(平成三十年法律第十六号)第十六条第二項(国内事業者による特別徴収等)に規定する計算書に記載すべきこととされている事項の情報の送信に限る の規定による同項に規定する申請等(国税に関する法律の規定(法第三十四条第二項に規定する国税に関する部分に限る。)により法第十七条第二項(期限内申告)に規定する期限内申告書又は同 法第三十四条第二項に規定する財務省令で定める国税の納付の手続は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項(電子情報処理組織による申請等)

法第三十四条第二項に規定する財務省令で定める金額は、一億円とする。

書等に記載すべきこととされている事項の情報の提供を含む。)をしなければならない。 ことを証する書類(以下この項において「納付書等」という。)の提出(当該納付書等の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該納付法第三十四条第五項に規定する国外納付者は、同項の規定により国税を納付する場合には、国税局長又は税務署長に対し、納付書及び金融機関の同項に規定する国外営業所等を通じて送金した

(口座振替納付に係る通知)

第一条の四

書記載事項を記録した記録媒体を送付する方法 納付書記載事項(国税を納付しようとする者の氏名又は名称、当該国税に係る税目及び税額その他の納付書に記載すべきこととされている事項をいう。\*の四 法第三十四条の二第一項(口座振替納付に係る通知等)に規定する財務省令で定めるものは、次の各号のいずれかの方法による通知とする。 以下同じ。)を記載した納付書又は納付

(株式等の内容に関する事項等)及び第十一条の十第一項(電磁的記録に記録された事項の表示等)において同じ。)を電子情報処理組織を使用して送信する方法 納付書記載事項に係る電磁的記録(法第三十四条の六第三項(納付受託者の帳簿保存等の義務)に規定する電磁的記録をいう。第七条第三項(納付受託の手続)、 第十一条の七第四項第二号

## (納付委託の対象)

法第三十四条の三第一項(納付受託者に対する納付の委託)に規定する財務省令で定める金額以下である場合は、次に掲げる場合とする

- 項 (第一号に係る部分に限る。)の規定により国税を納付しようとする金額が三十万円以下である場合
- 済することができる金額以下である場合 法第三十四条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により国税を納付しようとする金額が一千万円未満であり、かつ、当該国税を納付しようとする者のクレジットカードによつて決
- る為替取引(第三項第二号において「第三者型前払式支払手段による取引等」という。)によつて決済することができる金額以下である場合 法第三十四条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により国税を納付しようとする金額が三十万円(税関長が課する国税を納付しようとする金額にあつては、 つ、当該国税を納付しようとする者が使用する資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第三条第五項(定義)に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類す 百万円) 以下であり、
- 法第三十四条の三第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する納付書であり、かつ、バーコードの記載があるものとする
- 一 国税局、税務署又は税関の職員から交付され、又は送付された納付書
- 二 法第三十四条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)に規定する納付受託者により作成された納付書
- 3 法第三十四条の三第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項の通知とする
- 一 第一項第二号に規定するクレジットカードを使用する方法により国税を納付する場合 次に掲げる事項

## 納付書記載事項

- 当該クレジットカードの番号及び有効期限その他当該クレジットカードを使用する方法による決済に関し必要な事項
- 一 第三者型前払式支払手段による取引等により国税を納付する場合 次に掲げる事項

## 納付書記載事項

当該第三者型前払式支払手段による取引等に係る業務を行う者の名称その他当該第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関し必要な事項

## (納付受託者の指定の基準)

- じ当該各号に定めるものとする。 国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号。以下「令」という。)第七条の二第二号(納付受託者の指定要件)に規定する財務省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応
- 認められる者であること。 その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)の納付又は収納に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて国税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができると 法第三十四条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)(納付受託者に対する納付の委託)に規定する納付受託者 公租公課又は公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水
- 納付受託者として道府県税又は都税の納付に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて国税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができると認められる者であるこ 法第三十四条の三第一項(第二号に係る部分に限る。) に規定する納付受託者 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項(指定納付受託者)に規定する指定

## (納付受託者の指定の手続)

- るための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項(定義)に規定する法人番号(同項に規定する法人番号を有しない者にあつては、その名称及び住所又は事務第四条 法第三十四条の四第一項(納付受託者)の規定による国税庁長官又は財務大臣の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別す 所の所在地)を記載した申出書を国税庁長官又は財務大臣に提出しなければならない。
- 算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合については、この限りでない。 装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イ(定義)に規定する自動公衆送信装置をいう。)に記録されている情報のうち定款等の内容を閲覧し、 前項の申出書には、定款、法人の登記事項証明書並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び事業報告又はこれらに準ずるもの(以下この項において「定款等」という。)を添付しなければならな ただし、国税庁長官又は財務大臣が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信 かつ、当該電子計
- した者に通知しなければならない。 国税庁長官又は財務大臣は、第一項の申出書の提出があつた場合において、その申出につき指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を当該申出書を提出

## (納付受託者の指定に係る公示事項)

**第五条** 法第三十四条の四第二項(納付受託者)に規定する財務省令で定める事項は、国税庁長官又は財務大臣が同条第一項の規定による指定をした日とする。

# (納付受託者の名称等の変更の届出)

**第六条** 納付受託者(法第三十四条の四第一項(納付受託者)に規定する納付受託者をいう。以下同じ。)は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、同条第三項の規定によ 臣に提出しなければならない。 変更しようとする日の前日から起算して六十日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して十四日後の日のいずれか早い日までに、その旨を記載した届出書を国税庁長官又は財務大

## 納付受託の手続)

2

銭の交付を受けたときは、これを受領し、当該国税を納付しようとする者に、払込金受領証を交付しなければならない。 第七条 納付受託者は、法第三十四条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)(納付受託者に対する納付の委託)の規定により国税を納付しようとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金

- 組織を使用して通知しなければならない。 納付受託者は、法第三十四条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により国税を納付しようとする者の委託を受けたときは、当該国税を納付しようとする者に、その旨を電子情報処
- 3 前二項の納付受託者は、それぞれこれらの規定に規定する委託を受けた国税に係る払込取扱票又は納付書記載事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。
- (納付受託者の報告)
- 一 報告の対象となつた期間並びに当該期間において法第三十四条の三第一項(納付受託者に対する納付の委託)の規定により国税を納付しようとする者第八条 納付受託者は、法第三十四条の五第二項(納付受託者の納付)の規定により、次に掲げる事項を国税庁長官又は財務大臣に報告しなければならない (納付受託者に対する納付の委託)の規定により国税を納付しようとする者の委託を受けた件数、合計額及び納付年
- 二 前号の期間において受けた同号の委託に係る次に掲げる事項
- 納付書記載事項
- 託を受けた年月日 国税を納付しようとする者から法第三十四条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による委託に基づき金銭の交付を受け、又は同項(第二号に係る部分に限る。)の規定により委

(納付受託者に対する報告の徴求

(納付受託者の指定取消の通知

第九条 国税庁長官又は財務大臣は、 するものとする。 納付受託者に対し、 法第三十四条の六第二項(納付受託者の帳簿保存等の義務)の報告を求めるときは、 報告すべき事項、 報告の期限その他必要な事項を明

第十条 国税庁長官又は財務大臣は、法第三十四条の七第一項 なければならない。 (納付受託者の指定の取消し)の規定による指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通

(担保の提供手続)

(身分証明書の交付)

第十一条 令第十六条第一項(担保の提供手続)に規定する財務省令で定める振替債は、

第十条の二 国税局長、税務署長又は税関長は、 明書を交付しなければならない。 法第四十六条の二第十一項 (納税の猶予の申請手続等) の規定により質問、 検査又は提示若しくは提出の要求を行う職員に、 同条第十二項の身分証

振替国債

(その権利の帰属が社債、

株式等の振替に関する法律

(平成十三年法律第七十五号)

の規定による

振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。)とする。 令第十六条第一項本文に規定する財務省令で定める書類は、 次に掲げる書類とする。

- 担保を提供する旨の書類(担保を提供する者以外の第三者が有する財産を担保として提供する場合には、当該第三者がその提供について承諾した旨が記載されたものに限る。 供託書の正本

三 その他担保の提供に関し必要と認められる書類

- 令第十六条第一項ただし書に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 国債規則(大正十一年大蔵省令第三十一号)の規定により担保の登録をした旨の同令第四十一条(登録済通知書の交付)に規定する登録済通知書
- 二 前項第二号及び第三号に掲げる書類
- 令第十六条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする
- 令第十六条第二項に規定する担保振替株式等の種類、 銘柄並びに銘柄ごとの数及び金額を記載した書類
- 二 第二項第二号及び第三号に掲げる書類
- 一 法第五十条第三号(担保の種類)に掲げる担保(以下この号及び次項第一号ロにおいて「土地」という。) 次に掲げるで令第十六条第三項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる担保の区分に応じ当該各号に定める書類とする。 次に掲げる書類
- 担保となる土地の登記事項証明書
- て市町村長が交付する証明書(次号ロ及び第三号ロにおいて「固定資産税評価証明書」という。)を含む。) 担保となる土地の評価の明細(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十一条第九号(固定資産税に関する用語の意義) に掲げる固定資産課税台帳に登録された価格につ
- 抵当権の設定の登記に係る土地の所有者の当該設定を承諾する旨の書類(当該所有者の記名押印があるものに限る。)
- ハの土地の所有者の印鑑証明書
- 第二項第二号及び第三号に掲げる書類
- イ 担保となる建物等の登記事項証明書その他の登記又は登録がされている事項を明らかにする書類二 法第五十条第四号に掲げる担保(以下この号及び次項第一号ロにおいて「建物等」という。) 次に

次に掲げる書

- 担保となる建物等の評価の明細(固定資産税評価証明書を含む。)
- 抵当権の設定の登記又は登録に係る建物等の所有者の当該設定を承諾する旨の書類(当該所有者の記名押印があるものに限る。)
- ハの建物等の所有者の印鑑証明書

- に質権を設定することの承認を請求するためのもの 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第一項 (定義)に規定する保険業その他これに類する事業を行う者に対して提出する書類で担保となる建物等に付された保険に係る保険金請求権
- 担保となる建物等に付された保険に係る保険証券の写し
- 第二項第二号及び第三号に掲げる書類
- 三 法第五十条第五号に掲げる担保(以下この号及び次項第一号ロにおいて「鉄道財団等」という。) 次に掲げる書
- 担保となる鉄道財団等の登記事項証明書その他の登記又は登録がされている事項を明らかにする書類
- 担保となる鉄道財団等の評価の明細(固定資産税評価証明書を含む。
- 抵当権の設定の登記又は登録に係る鉄道財団等の所有者の当該設定を承諾する旨の書類 (当該所有者の記名押印があるものに限る。)
- ハの鉄道財団等の所有者の印鑑証明書
- 朩 第二項第二号及び第三号に掲げる書類
- 法第五十条第六号の保証人が個人である場合が次に掲げる書類や第十六条第四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。
- 当該保証人が所有する土地、建物等及び鉄道財団等に係る前項第一号イ及びロ、第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロに掲げる書当該保証人の保証を証する書面(当該保証人の記名押印があるものに限る。)
- 当該保証人の収入の状況を確認できる書類並びに当該保証人の財産及び債務の明細を記載した書類
- 当該保証人の印鑑証明書
- 第二項第二号及び第三号に掲げる書類
- 一 法第五十条第六号の保証人が法人である場合 当該保証人の保証を証する書面(当該保証人の代表者の記名押印があるものに限る。) 次に掲げる書類(税関長が課する国税の担保として当該保証人の保証を提供する場合には、 ロに掲げる書類を除く。)
- 当該保証人に係る登記事項証明書
- 当該保証人の代表者の印鑑証明書
- 第二項第二号及び第三号に掲げる書類

(加重された過少申告加算税等の対象となる帳簿等)

**第十一条の二** 法第六十五条第四項(過少申告加算税)に規定する財務省令で定める帳簿は、同項に規定する修正申告等又は法第六十六条第五項(無申告加算税)に規定する期限後申告等の基因と なる事項に係る次に掲げる帳簿のうち、法第六十五条第四項第一号に規定する特定事項(以下この条において「特定事項」という。)に関する調査について必要があると認められるものとする。

- 二 所得税法施行規則第五十六条第一項ただし書(青色申告者の備え付けるべき帳簿書類)の規定により同項ただし書に規定する財務大臣の定める簡易な記録の方法及び記載事項によることがで一 所得税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号)第五十八条第一項(取引に関する帳簿及び記載事項)に規定する仕訳帳及び総勘定元帳
- きる帳簿
- 所得税法施行規則第百二条第一項(事業所得等に係る取引に関する帳簿の記録の方法及び帳簿書類の保存)に規定する帳簿
- 法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)第五十四条(取引に関する帳簿及び記載事項)に規定する仕訳帳及び総勘定元帳
- 法人税法施行規則第六十六条第一項(取引に関する帳簿及びその記載事項等)に規定する帳簿
- に規定する帳簿(同法第二条第一項第八号(定義)に規定する資産の譲渡等又は同項第十二号に規定する課税仕入れに関する事項の記録に係るものに限る。) 合の消費税額の控除)に規定する帳簿、同法第三十八条の二第二項(特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除)に規定する帳簿及び同法第五十八条(帳簿の備付け等) 消費税法第三十条第七項(仕入れに係る消費税額の控除)に規定する帳簿(同条第八項第一号又は第二号に掲げるものに限る。)、同法第三十八条第二項(売上げに係る対価の返還等をした場
- 法第六十五条第四項第一号に規定する財務省令で定める場合は、同号の特定事項の金額の記載又は記録が、同号の帳簿に記載し、法第六十五条第四項第一号に規定する財務省令で定める事項は、売上げ(業務に係る収入を含む。)とする。
- 又は記録すべき特定事項の金額の二分の一に満たない場合とす
- 5 4 法第六十五条第四項第二号に規定する財務省令で定める場合は、 法第六十六条第五項第一号に規定する財務省令で定める場合は、 同号の特定事項の金額の記載又は記録が、 同号の特定事項の金額の記載又は記録が、 同号の帳簿に記載し、 同号の帳簿に記載し、 又は記録すべき特定事項の金額の二分の一に満たない場合とす 又は記録すべき特定事項の金額の三分の二に満たない場合とす
- 6 法第六十六条第五項第二号に規定する財務省令で定める場合は、同号の特定事項の金額の記載又は記録が、同号の帳簿に記載し、 又は記録すべき特定事項の金額の三分の二に満たない場合とす
- (納税管理人でなくなる事由等

4

第十一条の三 決定又は後見開始の審判を受けたこととする。 | 令第二十九条第二項第一号ロ(還付金に係る決定等の期間制限の起算日等)に規定する納税管理人の死亡又は解散その他財務省令で定める事由は、 当該納税管理人が破産手続開始

- 2 定する税務代理人をいう。次条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当することとする。 令第二十九条第二項第一号ニに規定する税務代理人の死亡又は解散その他財務省令で定める事由は、税務代理人(法第七十四条の九第三項第二号(納税義務者に対する調査の事前通知等) に規
- 破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたこと。
- の処分を受けたこと又は同法第四十八条の二十第一項(違法行為等についての処分)の規定による業務の停止を命ぜられたこと。 税理士法第四十三条(業務の停止)の規定に該当することとなつたこと、同法第四十五条(脱税相談等をした場合の懲戒)若しくは第四十六条(一般の懲戒)の規定による税理士業務の停止税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第二十六条第一項各号(登録の抹消)のいずれかに該当することとなつたこと。
- (税務代理人がある場合における納税義務者に対する調査の事前通知)
- 載がある場合とする。
- (預貯金等の内容に関する事項) 法第七十四条の九第六項に規定する財務省令で定める場合は、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。
- 日、種目、元本の額、利率、預入日及び満期日とする。 第十一条の五 法第七十四条の十三の二(預貯金者等情報の管理)に規定する財務省令で定める事項は、同条に規定する預貯金者等の顧客番号並びに同条に規定する預貯金等の口座番号、 口座開設

(社債等の内容に関する事項)

**第十一条の六** 法第七十四条の十三の三(口座管理機関の加入者情報の管理)に規定する財務省令で定める事項は、同条に規定する口座管理機関の加入者(同条に規定する加入者をいう。 項において同じ。)の顧客番号又は口座番号並びに法第七十四条の十三の三に規定する社債等の種類、 銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額とする。 次条第二

(株式等の内容に関する事項等)

- 十二号から第十七号の三まで(定義)に掲げるもののうち、社債、株式等の振替に関する命令(平成十四年内閣府・法務省令第五号)第六十二条(特定個人情報の提供)の規定により振替機関(法第十一条の七 法第七十四条の十三の四第一項(振替機関の加入者情報の管理等)に規定する財務省令で定める社債等は、社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項第八号、第十号の二又は第
- の種類、銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額を特定するために当該振替機関が定める当該加入者の記号又は番号とする。 法第七十四条の十三の四第一項に規定する財務省令で定める事項は、振替機関又はその下位機関(同項に規定する下位機関をいう。次項において同じ。)の加入者の同条第一項に規定する株式等

第七十四条の十三の四第一項に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ。)が同令第六十二条に規定する業務規程で定めるものとする。

- を含む。)とする。 法第七十四条の十三の四第二項に規定する財務省令で定める事項は、振替機関又はその下位機関の同項に規定する加入者の氏名(法人については、 名称) 及び住所又は居所(事務所及び事業所
- 令第三十条の八第二項(振替機関の加入者情報の管理等)に規定する財務省令で定める方法は、 次に掲げる方法とする。
- 電子情報処理組織を使用して送信する方法
- その提供すべき事項を記録した電磁的記録に係る記録媒体を交付する方法

(映像等の送受信による通話の方法による再調査の請求に係る口頭意見陳述等)

調査審理庁が相当と認める場所を、再調査の請求人及び参加人ごとに指定して行う。 合には、再調査の請求人及び参加人(同条に規定する参加人をいう。以下この条において同じ。)の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて令第三十一条の三に規定する再 令第三十一条の三(映像等の送受信による通話の方法による再調査の請求に係る口頭意見陳述等)に規定する方法によつて同条に規定する口頭意見陳述の期日における審理を行う場

(映像等の送受信による通話の方法による審査請求に係る口頭意見陳述等)

第十一条の九 ごとに指定して行う。 審理関係人(同条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。)の意見を聴いて、 || 令第三十三条の三(映像等の送受信による通話の方法による審査請求に係る口頭意見陳述等)に規定する方法によつて同条に規定する口頭意見陳述の期日における審理を行う場合に是受信による通話の方法による審査請求に係る口頭意見陳述等)に規定する方法によつて同条に規定する口頭意見陳述の期日における審理を行う場合に

(電磁的記録に記録された事項の表示等)

- より行うものとする。 法第九十七条の三第一項(審理関係人による物件の閲覧等)の規定による閲覧に係る電磁的記録に記録された事項の表示は、 当該事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法に
- 令第三十五条の二第四項(交付の求め等)に規定する財務省令で定める書面は、次に掲げる事項を記載した書面とする。
- 令第三十五条の二第一項第一号に規定する対象書類を複写し、 又は同号に規定する対象電磁的記録に記録された事項を出力した用紙について法第九十七条の三第一項の規定による交付を求め
- 二 令第三十五条の二第三項に規定する手数料の額
- 令第三十五条の二第八項に規定する財務省令で定める方法は、郵便切手又は国税庁長官が定めるこれに類する証票で納付する方法とする

(審査請求に係る書類の提出先)

**第十二条** 法第八十七条第二項(審査請求書の記載事項等)に規定する審査請求書その他国税不服審判所長に対する審査請求(以下「審査請求」という。)に関し提出する書類は、法令に別段の定め がある場合を除き、 その審査請求に係る法第九十三条第一項 (答弁書の提出等)に規定する原処分庁の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部(以下 「支部」という。)の首席国税審判官に提 畄

- う。)である場合においては、当該書類は、審査請求をする際における当該国税の納税地を管轄する支部の首席国税審判官に提出するものとする。 及び法第六十八条第三項又は第四項(同条第三項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算税)の重加算税に係る部分に限る。)若しくは第二号に係るもの(次項第二号において単に「処分」とい は税関長の処分(国税の徴収に関する処分及び滞納処分(その例による処分を含む。)を除く。)又は法第三十六条第一項(納税の告知)の規定による納税の告知のうち同項第一号(不納付加算税 に係る消費税をいう。)、電源開発促進税又は国際観光旅客税(国際観光旅客税法第十八条第一項(国際観光旅客等による納付)の規定により納付すべきものを除く。)に係る税務署長、国税局長又 するものとする。ただし、審査請求に係る処分が所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税(法第二条第九号(定義)に規定する課税資産の譲渡等
- 次の各号のいずれかに該当するときは、その時以後において審査請求に関し提出する書類は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める者に提出するものとする。
- 国税不服審判所長が令第三十八条第二項後段(権限の委任等)の規定により審査請求人に通知をしたとき 国税不服審判所長
- を変更する必要があると認めてその旨を審査請求人に通知したとき 異動後の納税地を管轄する支部の首席国税審判官 処分につき審査請求があつた場合において、その後当該審査請求に係る国税の納税地に異動があり、異動後に審査請求に関し提出する書類につき前項ただし書の首席国税審判官がその提出先

(納税管理人に処理させる必要があると認められる国税に関する事項)

- 法第百十七条第三項(納税管理人)に規定する財務省令で定める国税に関する事項は、次に掲げる事項その他これに類する事項とする。
- し、及び当該納税者に対して当該書類を送付すること。 国税に関する調査において国税局長若しくは税務署長又は国税局若しくは税務署の当該職員(次号において「国税局長等」という。)が法第百十七条第三項の納税者に対して発する書類を受領
- 二 国税に関する調査において法第百十七条第三項の納税者が国税局長等に対して提出する書類を受領し、 及び当該国税局長等に対して当該書類を提出すること。

(納税証明書の交付を請求することができる事項)

**第十三条** - 令第四十一条第一項第六号(納税証明書の交付の請求等)に規定する財務省令で定める事項は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十八条第一項(所得税額の控除)の規定によ 第四十一条第一項第一号及び第三号に掲げる事項を除く。)とする。 り法人税の額から控除すべき所得税の額その他国税に関する事項で地方税法第十四条の九第二項各号(法定納期限等以前に設定された質権の優先)に掲げる地方税の額の算出のため必要なもの(令

(納税証明書に貼られた収入印紙の消印)

- **第十四条** 国税局長、税務署長又は税関長は、令第四十一条第四項(納税証明書の交付請求の手続)に規定する請求書が提出された場合において、令第四十二条第一項(納税証明書の交付手数料) に規定する納付すべき手数料の額に相当する金額の収入印紙が貼られていることを確認したときは、その請求書の紙面と収入印紙の彩紋とにかけて明瞭に消印をしなければならない。 (個人番号の記載を要しない書類等)
- される税務書類(法第百二十四条に規定する税務書類をいう。次項において同じ。)として国税庁長官が定める書類とする。 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項(定義)に規定する個人番号をいう。)を記載すべき書類の提出に関連し、 法第百二十四条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載)に規定する財務省令で定める書類は、納税申告書(法第二条第六号(定義)に規定する納税申告書をいう。)その他の個人番号 又はその後続の手続として提出
- その他の行政機関の長又はその職員に税務書類を提出する場合には、当該税務書類には、 法人課税信託(法人税法第二条第二十九号の二(定義)に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。)の受託者が当該法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長 法第百二十四条の規定により記載すべき事項のほか、当該法人課税信託の名称を併せて記載しなければな

(納付書の書式等)

第十六条 法及び令の規定により作成する書面のうち、 次の表の上欄に掲げるものの様式及び作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる書式に定めるところによる。

別紙第十号書式	法第百四十条(身分の証明)の身分証明書
別紙第九号書式	法第百二十三条第一項(納税証明書の交付等)の証明書
別紙第八号書式	令第四十一条第四項(納税証明書の交付の請求等)の請求書
別紙第七号書式	法第九十七条第三項(審理のための質問、検査等)の身分証明書
別紙第六号書式	法第五十五条第二項(納付委託)の納付受託証書
別紙第五号書式	法第五十二条第三項の納付催告書
別紙第四号書式	法第五十二条第二項(担保の処分)の納付通知書
別紙第三号書式	法第三十七条第一項(督促)の督促状
別紙第二号の二書式	
別紙第二号書式	法第三十六条第二項(納税の告知)の納税告知書
別紙第一号の三書式	法第三十四条の六第一項(納付受託者の帳簿保存等の義務)の帳簿
別紙第一号の二書式	
別紙第一号書式	法第三十四条第一項(納付の手続)の納付書

2 ・セント若しくは年十四・六パーセントの割合で課される各期間を付記し、 法第三十七条第一項の督促状又は法第三十八条第二項(繰上請求)の繰上請求書(同条第一項の規定による請求をする旨を付記した納税告知書を含む。)には、 又は当該各期間を記載した書面を添付するものとする。 延滞税が未納の税額に年七・三パ

3 法第四十六条の二第十二項(納税の猶予の申請手続等)の身分証明書の様式及び作成の方法は、 国税徴収法施行規則(昭和三十七年大蔵省令第三十一号)別紙第十二号書式に所要の調整を加え

この省令は、法の施行の日から施行する。

(昭和四〇年三月三一日大蔵省令第一四号)

この省令は、昭和四十年四月一日から施行する

附則 (昭和四〇年一二月一五日大蔵省令第六七号) 抄

2 1 納入告知書、納税告知書、納付書等の様式の特例に関する省令(昭和三十六年大蔵省令第四十八号)は、廃止する。 この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、附則第六項の規定は、公布の日から施行する。

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。 、昭和四一年三月三一日大蔵省令第一七号) 抄

この省令は、昭和四十二年六月一日から施行する。 (昭和四二年六月三〇日大蔵省令第三六号) (昭和四二年五月三一日大蔵省令第二一号)

この省令は、公布の日から施行する。 この省令は、昭和四十二年八月一日から施行する。 附 則 (昭和四四年一〇月一四日大蔵省令第五五号)

(施行期日) 附 則 (昭和四五年四月一日大蔵省令第一八号) 抄

この省令は、昭和四十五年五月一日から施行する。 この省令は、昭和四十六年十二月一日から施行する。 則 (昭和四六年一一月三〇日大蔵省令第八三号) (昭和四六年九月八日大蔵省令第六六号)

この省令は、公布の日から施行する。 この省令は、昭和四十九年四月一日から施行する。 (昭和四九年二月二八日大蔵省令第九号)

附 則 の省令は、昭和四十九年十月一日から施行する。 則 (昭和五一年一〇月五日大蔵省令第二五号) (昭和四九年九月二七日大蔵省令第五二号)

この省令は、公布の日から施行する。 (昭和五三年三月三〇日大蔵省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。 (昭和五五年五月二二日大蔵省令第二一号)

この省令は、公布の日から施行する。 則 (昭和六二年九月二九日大蔵省令第四三号)

この省令は、昭和六十二年十月一日から施行する。 則 (昭和六三年一二月三〇日大蔵省令第五三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、附則第五条、第六条(大蔵省組織規程(昭和二十四年大蔵省令第三十七号)第九十条第一項第五号の改正規定に限る。)、附則第七条(税 る改正規定を除く。)の規定は、平成元年四月一日から施行する。 条第四項」を加える部分を除く。)、附則第十三条及び第十四条(沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令(昭和四十七年大蔵省令第四十二号)第三十条の次に一条を加 八条から第十条まで、第十一条(国税質問検査章規則(昭和四十年大蔵省令第四十九号)第二条第一号の改正規定中「第百五十七条」の下に「、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第六十二 関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令(昭和二十九年大蔵省令第六十四号)の改正規定中「第三十四条第四項又は」の下に「消費税法第六十二条第四項、」を加える部分を除く。)、附則第

# (平成元年一二月一日大蔵省令第七四号)

この省令は、公布の日から施行する。

改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

2 1

(平成三年六月六日大蔵省令第三一号)

```
8
                                                      第一条 この省令は、平成二十五年七月一日から施行する
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         第
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  2
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         1
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   2
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              3
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   2
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            第
                                                                                                                第
                                                                                                                                                                                                           第二条 改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる
                                                                                                                                                                                                                                                第一条 この省令は、平成二十年一月四日から施行する。ただし、第一条の規定は、信託法(平成十八年法律第百八号)の施行の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           1
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 る
                                                                                                             一条 この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年一月五日)から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            一条 この省令は、平成四年一月一日から施行する
                                                                           (施行期日)
                                                                                                                                  (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                              (経過措置)
                                                                                                                                                                                                                                                                 (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      条 この省令は、平成十五年一月六日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             改正後の国税通則法施行規則(以下「新規則」という。)別紙第3号書式備考3において準用する新規則別紙第1号書式備考1の規定は、平成七年十一月一日以後に使用する用紙について適用す
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     附
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        この省令は、平成十六年三月二十二日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               この省令は、平成十四年四月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      この省令は、平成九年四月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 この省令は、平成七年一月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       この省令は、平成三年十月一日から施行する。
                                                                                                                                                                      この省令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                      この省令は、平成十八年七月十日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  附
則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            附 則 (平成一二年三月三一日大蔵省令第三三号)
                 の省令は、平成二十五年六月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                       附則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              附
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   附則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         附
                                                                                                                                                                                                                                                                                   則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       則 (平成一八年六月一九日財務省令第四五号)
                                                                                                                                                    則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            則
                                                                                           則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        則 (平成九年三月二一日大蔵省令第一二号) 抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             (平成一六年三月一九日財務省令第一二号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  (平成一四年三月二九日財務省令第二〇号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  (平成一一年三月三一日大蔵省令第四一号)
                                     (平成二五年五月三一日財務省令第三八号)
                                                                                                                                                                                       (平成二〇年四月三〇日財務省令第二九号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   (平成一五年三月三一日財務省令第三七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       (平成一二年八月二一日大蔵省令第六九号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    (平成六年一〇月三一日大蔵省令第一〇五号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         (平成三年六月七日大蔵省令第三四号)
(平成二六年三月三一日財務省令第二七号)
                                                                                                                                                 (平成二〇年一二月二二日財務省令第八四号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           (平成一四年一二月二七日財務省令第七二号)
                                                                                           (平成二四年三月三一日財務省令第二九号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                   (平成一九年三月三〇日財務省令第一七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        抄
                                                                                             抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                     抄
                                                                                                                                                    抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              抄
```

(施行期日)

第十一条の次に一条を加える改正規定 平成二十六年七月一日 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十二条第一項ただし書の改正規定 平成二十六年十月一日

# 則 (平成二六年七月九日財務省令第五二号)

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)

2 いては、なお従前の例による。 改正後の国税通則法施行規則第四条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する同項の申出書について適用し、 同日前に提出した改正前の国税通則法施行規則第四条第一項の申出書に附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

# (平成二七年三月三一日財務省令第二八号)

この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

## 則 (平成二八年一月二九日財務省令第二号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 附則 (平成二八年三月三一日財務省令第二一号) 抄

(施行期日) この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第十一条の三の次に一条を加える改正規定 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年 法律第六十五号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日 第二条の改正規定、第三条の改正規定、第七条の改正規定、第八条の改正規定及び第十二条の二第一項の改正規定並びに次項の規定(平成二十九年一月四日

# 附 則 (平成二九年三月三一日財務省令第二三号)

2 改正後の国税通則法施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に納付する国税について適用する。 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第十六条第一項の表の改正規定及び別紙第9号書式の次に次の書式を加える改正規定は、 同年四月一日から施行する。

# (平成三〇年三月三一日財務省令第二三号)

(施行期日)

この省令は、 平成三十一年一月四日から施行する。

2 について適用し、施行日前に納付した国税については、なお従前の例による 改正後の国税通則法施行規則(次項において「新規則」という。)第一条の三第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、この省令の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に納付する国税

同条第一項の規定による委託をした国税については、なお従前の例による。 新規則第二条第二項の規定は、施行日以後に国税通則法第三十四条の三第一項 (第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定による委託をする国税について適用し、 施行日前に

## (平成三〇年四月一八日財務省令第三九号) 抄

(施行期日)

第

# 一条 この省令は、平成三十一年一月七日から施行する。

# (平成三一年三月二九日財務省令第一二号)

別紙第8号書式備考1並びに別紙第10号書式備考の改正規定は、 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別紙第1号書式備考5及び12、別紙第2号書式備考4、 令和元年七月一日から施行する。 別紙第2号の2書式備考1、別紙第4号書式備考1、別紙第7号書式備考1、

## 則 (令和元年一二月一三日財務省令第三六号)

抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等 の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

## 則 (令和二年三月三一日財務省令第一九号) 抄

(施行期日)

この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、 令和二年四月一日から施行する。

## (令和三年三月三一日財務省令第一九号) 抄

(施行期日)

一 第十一条の二の改正規定及び第十二条の次に一条を加える改正規定 令和四年一月一日 第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条の三の改正規定、 第一条の四第一号の改正規定、第二条の改正規定及び第三条の改正規定並びに附則第三条の規定 令和四年一月四日

(経過措置)

附 則 (令和四年三月三一日財務省令第二一号)第二条 この省令の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

条の八までを一条ずつ繰り下げ、同令第十一条の次に一条を加える改正規定は、令和六年一月一日から施行する。 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中国税通則法施行規則第一条の四第二号の改正規定及び同令第十一条の九を同令第十一条の十とし、同令第十一条の二から第十一

附 則 (令和五年三月三一日財務省令第一七号)

抄

(経過措置) この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第一条の三の改正規定及び第十二条第一項ただし書の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、 同年四月一日から施行する。

2

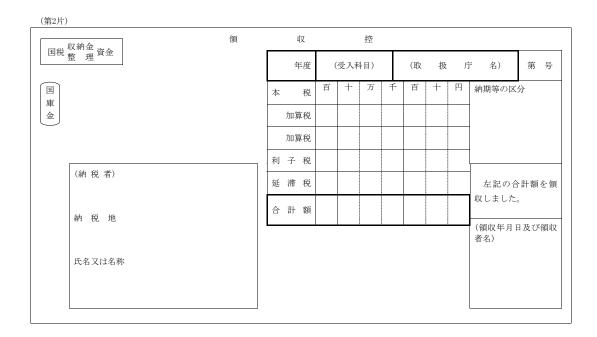
和八年三月三十一日までの間については「千万円」と、 47八年三月三十一日までの間については「千万円」と、同年四月一日から令和十年三月三十一日までの間については「三千万円」とする。 令和六年四月一日から令和十年三月三十一日までの間における改正後の国税通則法施行規則第一条の三第五項の規定の適用については、 同項中「一億円」とあるのは、令和六年四月一日から令

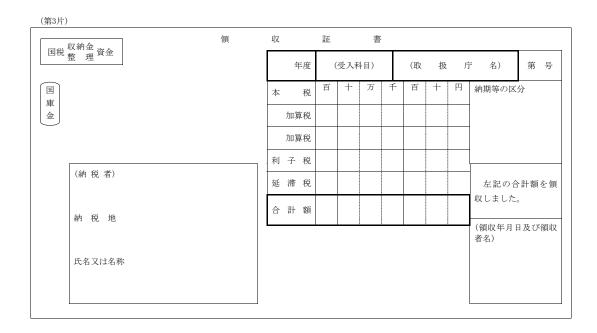
則 (令和六年三月三〇日財務省令第二二号)

この省令は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第八十号)の施行の日から施行する。

別紙第1号書式 (第1片)

百	一十	万	千	百	扱 +	円	デ 名) 納期等の区	第 号
百	+	万	千	百	+	円	納期等の区	分
								計額を領
							収しました	٥
							(領収年月日 者名)	∃及び領収
					金整理資金に関する職名、官に在勤官署名及びその所在地		金整理資金に関する職名、官職及びに在勤官署名及びその所在地	金整理資金に関する職名、官職及び

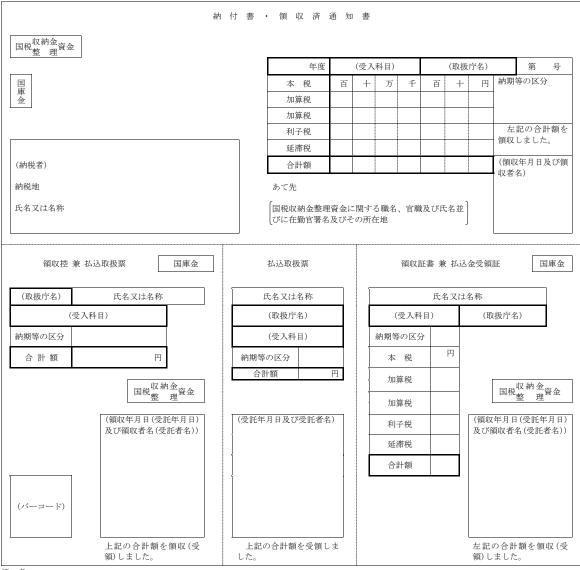




- 1 用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11センチメートル、横21センチメートルとする。
- 2 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
- 3 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記入するものとする。
- 4 納税者の納税地及び氏名又は名称、年度、受入科目、取扱庁名、納期等の区分並びに金額は、法令に別段の定めがある場合を除き、納税者が記載するものとする。
- 5 窓付き封筒を用いる場合には、納税者の納税地及び氏名又は名称欄は、日本産業規格に適合するよう位置及び大きさを定めるものとする。
- 6 分任国税収納命令官(分任国税収納命令官代理を含む。以下同じ。)が取り扱う国税に係る納付書にあつては、各片中「(取扱庁名)」とあるのは、「(取扱庁名及び分任国税収納命令官在勤官署名)」とする。
- 7 法第41条第1項の規定により第三者が納付する場合又は国税徴収法(昭和34年法律第147号)に規定する第二次納税義務者若しくは国税の保証人が納付する場合においては、納税者の納税地及び氏名又は名称欄に当該第三者、第二次納税義務者又は保証人の住所及び氏名又は名称を記載し、納期等の区分欄又は余白に納税者の納税地及び氏名又は名称を付記するものとする。
- 8 自動車重量税に係る納付書にあつては、各片中「納税地」とあるのは、「納税者が自動車重量税法(昭和46年法律第89号)第6条第2項各号 に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所」とする。
- 9 登録免許税に係る納付書にあつては、各片中「納税地」とあるのは、「納税者が登録免許税法(昭和42年法律第35号)第8条第2項各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所」とするほか、当該登録免許税が登記所の取り扱う登記に係るものである場合には、第3片中「領収証書」とあるのを「領収証書(照合用)」とするほかはこれと同一の書面を作成し、同片に接続させるものとする。
- 10 税関が取り扱う国税に係る納付書については、各片を領収証書、領収控及び納付書・領収済通知書の順に接続するとともに、用紙の大き さの縦を各片ともおおむね9センチメートルとするものとする。ただし、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和30年法律第 37号)第7条第3項の規定により納付する郵便物の消費税等(法第2条第3号に規定する消費税等をいう。)に係る納付書については、各片を納付 書・領収済通知書、領収証書及び領収控の順に接続することができる。
- 11 法第34条の2第1項の依頼により税務署長が送付する第1条の4第1号に規定する納付書記載事項を記載した納付書については、用紙の大きさの縦を各片ともおおむね9センチメートルとするものとし、第3片の領収証書の当該送付を省略することができる。

- 12 電子計算機を使用して納付書を作成する場合で、日本産業規格X0012(情報処理用語(データ媒体、記憶装置及び関連装置))に規定する非 衝撃式印字装置により印字するときは、2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の4に掲げる事項を印字する方法によること ができる。
- 13 納税者の納税地及び氏名又は名称、年度、受入科目並びに取扱庁名のすべてが同一である二以上の国税については、これらを一括して1枚の納付書に記載することができる。この場合には、金額欄にその合計額を記載し、1件別の内訳を付記するものとする。
- 14 法第34条の5第1項の規定により納付受託者が納付する場合の納付書については、各片中「(納税者)」とあるのは「(納付受託者)」と、「納税地」とあるのは「住所又は所在地」とする。この場合には、受入科目の記載を省略することができる。
- 15 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、加算税、利子税又は延滞税の各欄を省略することをの他所要の調整を加えることができる。

### 別紙第1号の2書式



- 1 用紙の大きさは、おおむね縦20センチメートル、横21センチメートルとする。
- 2 第1号書式備考5及び13は、この書式について準用する。
- 3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。
- 4 第2条第2項(第2号に係る部分に限る。)に規定する納付書については、この書式に代え、国税庁長官が定める書式(税関が取り扱う国税に係る当該納付書については、財務大臣が定める書式)によるものとする。

別紙第1号の3書式 (平19財令17・追加)

## 国税納付受託記録簿 受 払 残 年月日摘 要 件数 | 金 額 | 件数 | 金 額 | 件数 | 金 額

- 1 摘要欄には、納付先の金融機関名その他必要な事項を記載すること。
- 2 受欄と払欄は改行して記載すること。
- 3 第1号の2書式備考3は、この書式について準用する。

別紙第2号書式 (第1片)

国税	収納金 資金		納税告	知	書・	領	収割	E 書							
					年度	(受	入科	∄)		(取	扱り	宁 名	)	第	号
国庫金	年	:り、納付して下さい。 月 日 整理資金に関する職名 氏 名		延	年度 税 加算税 加算税 知額計 滞税 計額	百	+	万万	千	百	投 /	了 名 円	納期等 納期以年 納付場 上 上 以	の区分	日限額を領

(第2片)  国税 収納金 資金	領収	2 済 通	i 4	EII	書							
型 埋 一		年度	(受	入科目	∄)		(取	扱	庁 名	i)	第	号
		本 税	百	+	万	千	百	+	円	納期等	の区分	
国庫金		加算税								納期限		
		加算税								年 納付場		日限
		告知額計								W.11.1.500	121	
(納 税 者)		延滞税								左記 収しま	lの合計 した。	額を領
納税地		合 計 額								(領収年者名)	<b></b> 手月日及	び領収
氏名又は名称	ă	あて先								11/1/		
		(国税収納金型 並びに在勤)					官職	及び氏	名			

(第3片)	収納金 資金 理	領		収		ł	空							
	整埋			年度	(受	:入科	目)		(取	扱	庁 名	)	第	号
			本	税	百	+	万	千	百	+	円	納期等	の区分	
国庫金				加算税								納期限		
				加算税								年 納付場		日限
			告	知額計									1 0 0 31	ahaz Jr. hazi
	(納 税 者)		延	滞税								収しま	己の合計: した。	額を領
	納税地		合	計 額								(領収年	年月日及	び領収
	氏名又は名称											11/1/		

### 備者

- 1 第1号書式備考(4、7から12まで及び14を除く。)は、この書式について準用する。この場合において、同書式備考中「納付書」とあるのは「納税告知書」と、「並びに取扱庁名」とあるのは「、取扱庁名、納期限並びに納付場所」と読み替えるものとする。
- 2 納税者の納税地及び氏名又は名称、年度、受入科目、取扱庁名、納期等の区分、納期限、納付場所並びに金額(延滞税の額及び合計額を除く。)は、この納税告知書の発行者が記載するものとする。ただし、税関が取り扱う国税については、納期限を記載しないことができる。
- 3 税関が取り扱う国税に係る納税告知書については、各片を納税告知書・領収証書、領収控及び領収済通知書の順に接続するとともに、用 紙の大きさの縦を各片ともおおむね9センチメートルとするものとする。
- 4 電子計算機を使用して第1条第3項各号に定める納税告知書を作成する場合で、日本産業規格X0012(情報処理用語(データ媒体、記憶装置及び関連装置))に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、1において準用する第1号書式備考2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の2に掲げる事項を印字する方法によることができる。

納 税 告 知 書 右のとおり、続付着で続付してください。 (秘 # 10 結業等の回分 加賽粮 結製制 年 月 月模 結合場所 加黨稅 禁犯额計 (納稅書) 逐渐强 結稅地 年 月 日 国親収納金斐理資金に関する聯名 食職 居 第 氏名又は名称 納付骨・領収済通知會 到被<mark>数/通</mark>繁全 (受入科目) 【取扱庁名】 第 号 十 円 円 利 計 申 円 円 利 財 申 日 円 利 財 等の 区分 年度 GI 市 全 本般 加爾隆 加難項 左記の合計額を選 収しました。 利拐税 延網視 (網線書) 納税地 あて先 氏名义は名称 (国税収給金養運資金に関する職名、實職及) び所名並がに在動育署名及びその所在地 領収証書業 払込金受領託 四麻 領収控 策 払込取扱票 💮 🗪 🗈 払込取扱票 (取扱庁名) 氏名又称名称 氏名义体名称 氏名义は名称 (委入科目) (取扱庁名) (受入科目) (取扱庁名) 納駅等の区分 (受入科目) ings#eess 合計緩 原動等で国金 本 税 合計額 円 **医模 投油金** 資金 15.65 **美**安全 加油菜 加翼砲 (健康年月日(愛託年 月日)及で提収者名(受 託者名)) (健収年月日(受託年 月日)及び後収者名(受 託者名)) 《愛託年月日及び愛託 者名》 利子税 延繆境 (パーコード) 合計績 上記の合計額を受領 しました。 上記の合計額を領収 (受傷)しました。 左記の合計調を領収 (受護)しました。

別紙第2号の2書式 (平19時令17・追加、平26財令52・平31財令12・令3財令19・一部改正)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 第1号書式備考5及び第1号の2書式備考3は、との書式について準用する。
- 3 納税者の納税地及び氏名又は名称、税目、納期限、納付場所並でに年度のすべてが同一である二以上の国税については、これらを一括して1枚の納税告知書に記載することができる。この場合には、金額欄にその合計額を記載し、1件別の内訳を付記するものとする。
- 4 納税者の納税地及び氏名又は名称、税目、金額、納期等の区分、納期限並びに納付場所は、 との納税告知書の発行者が記載するものとする。

別紙第 3 号書式 (平元康令74・金改、平15財令37・平19財令17・平29財令23・令3財令19・一部改正)

			氏名又は名称	<b>彩</b> 克·		納税者	督促状発付	納期限		
							併	伴		
							川	川		
							Ш	Щ		
			爂							政
(国税収納	て下さい。	店、代理	まね <u>(</u> )	あなた	粕 港 税	利子税	加算税	本	(税	定
(国税収納金整理資金に関する職名	o	店、代理店若しくは歳入代理店)又は当税務	えに送付した熱	あなたの国税が上記のとおり滞納となして	法律による金額					莯
             		大組店.	税告知	642	齊					
		) X1	]曹	勝名と				田	無	
展展、		難	(又はまえに送付した納税告知書)で、日本銀行(本店、支	なつています。絶付				納期等の区分		
		至急納付し	水店, 过	納付書					神	

## 拖

- 1 納税者の納税地及び氏名又は名称、税目並びに国税の年度のすべてが同一である二以上の国税については、この書式に準じ て作成した1枚の督促状にこれらの国税を連記して督促することができる。
- 国税局又は税関において発行する場合には、この書式中「税務署」とあるのは、「国税局」又は「税関」とする。
- 第1号書式備考1、5及び15㎏、この書式について準用する。
- 税関が取り扱う国税に係る督促状については、用紙の大きさの縦をおおむね9センチメートルとする。

別紙第 4 号書式 (昭41歳令17・全改、昭46歳令66・昭51歳令25・平元歳令74・平14財令20・平15財令37・平19財令17・平29財令23・平31財令12・一部改正)

								<u>.</u>					
納付の期限	上記納税者の滞納国税及び滞納処分費につき すべき金額	4	税金	H	伊然	í	納税者	りましたので、	あなたは、保証人として、	氏名又は名称	住 男	保証人	
類	出権の					併	納税地	3	护	计名表			
	(株)					極	趙	約六	强	게.			
	列国形					娆		十の其	7				
	<b>拉及</b> 2					Щ		期限当	Ķ				
	バ滞納処:					納期限		納付の期限までに納付して下さい。	下記納税者の滞納国税及び滞納処分費につき、	爂			
	分費					₩		4	免者				
併	77 J							걲	の雑				
	1				丑	撘		3.7%	納国秽				納
	5737.					加			<b>预</b> 7				4
一	- 5×4					褌			機器				4
	あなたが保証人として納付				迅	挠			为処分				通
	2					加	民名		)曹(				(HTr
	減し、					褌	名区		J				知
Ш	<b>4</b>				田	梵	又な終						П
納付場所					接律 額	渐			弘清				#
想用		*	*	"	7	雏			≥額0				щщ
五位					るの日	挠			風				
鉄火						點			地外空		₹#)		
はは、						41			<b>本</b>		税務署		
	.				丑	梵			124	ПЩ	加太		
日本銀行の本店、支店、代理/ は歳入代理店又は当税務署		*	"	"	法律による 額	滞納処分費			下記金額の国税を納付しなければならないこととな	冺		併	
出出					母臣				ろいさ			川	
TH	1					編			7	名四			
						摊			71	<u> </u>		Щ	

## 龕 妣

- 若しくは「国税局」又は「税関長」若しくは「税関」とする。 用紙の大きさは、日本産業規格 A列 4 とする。 国税局又は税関において発行する場合には、この書式中「税務署長」又は「税務署」とあるのは、それぞれ「国税局長」
- は、「保証人の住所」と読み替える。 第1号書式備考5及び15は、この書式について準用する。この場合において、同書式備考中「納税者の納税地」とあるの

別紙第5号書式 (昭41歳令17・全改、昭46歳令66・昭51歳令25・平元歳令74・平6歳令105・平14財令20・平15財令37・一部改正)

	税務署長 官 氏		系313.1年日 <b>亩</b> 光513	计弦棒 牙粥 计单级	氏名又は名称	在 界	保証人	
	<b>伯</b> 巴		+	मे				
			7	Щ				兖
				П				李
◎納付書は、		あなたが納付すべき滞納金額	上記納税者	4		推しくは	あなが、一番終わない	产
		付すべる糖	上記納税者に係る保証人として	氏名又は 名	納税地	歲入代理店,	ごまべに答ってきましたでます。	当
収納機関の窓口に備えてあります。			人として			若しくは歳入代理店)又は当税務署に、至急納付して下さい。	あなたにまえに納付通知をした保証に係る国税が下記のとおり 滞納となつています。納付書で、日本銀行(本店、支店、代理店	

無地

第4号書式備考は、この書式について準用する。

別紙第 6 号書式 (昭40歳令14・昭40歳令67・昭41歳令17・昭42歳令21・昭48歳令66・昭46歳令83・昭51歳令25・平元歳令74・平15財令37・平19財令17・平29財令23・一部改正)

門に係る国税	一卷4								뺼	帽数	K	#	
		弁							各番음	証券の種類	Ē,	H afr	
		極								L ∦	    ú	ļŧ.	
		挠							E	Ы ▶	ボ	HÌ	
		щ						丑		r A			
		慫							车	써			
		期限							払場	ゼ	1/4	刑	
		<del>***</del>							所	$\succ$			
									X 15				納
	迅	挠							<b></b>	璧			
										П			李
		ţu <b>i</b>							E	## E >-			\20
	丑	加算税							· Æ	**  #i			净
		渐							20	m			E.H.
		維							砂	严			ru.
	丑	兞								` ∄			門
		世							Þ	4			,
		41						田		<b>腓</b> 王			1111
	耳	統		~		۰ -				Н	畑	権	
		帶納久	(1 A	(L) (L)	数位分	Į.	当は、	호 호 X	7) 12 A 1- 4	搬			
	正	滞納処分費	かなって	たときは、この納付の受託を取り消	ない、 4間重胃酸の風烙を回りで、 後日ではないないないない事情が生じ	¥ *	きは、直ちに、銀行に支払つて下	区域した開存が主義してあって、 製作がのその手数型の請求がありたり	<b>乙が心必まもん。</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	委託者は、委託の取消しをするこ			
		□▷	5 ₩	(1		∰	ř	4年(教生)	おすが	¯; ₩			
			A	整本	別なり	#	無行	数さら	,	語の			
				例()	# S E E	9 II	Z H	安請り来	<b>Ā</b>	政治			
				水光	李 作品	望めば	姓し、	ر بق د بھ	7 }	14			
		<b></b>		技り浴	国が、生	파 수 ~	てすざ	りたと	<b>₹</b>	S) A			
	正	+		延	77	4	DF	17 景	Щ	ľ			

上記のとおり、総付の教託を受けました。

圧

Щ

叫 凩 邚

(3)

## 痲

- s A 用紙の大きさは縦180ミリメートル、横255ミリメートルとし、りんかくの寸法は縦155ミリメートル、横220ミリメートルと
- し、その職印を拝印するものとする。 取立費用を領収した場合には、受託者は、その官氏名の表示及び押印にあわせて、歳入歳出外現金の取扱上の職名を表示
- 委託者が納税者以外の者である場合には、摘要欄又は余白に納税者の納税地及び氏名又は名称を付記するものとする。
- 第3号書式備考2及び第1号書式備考15は、この書式について準用する。

別紙第7号書式 (平18財令45・全改、平31財令12・一部改正)

第 号

国税不服審判所職員証票

国税不服審判所

国税審判官 (氏 名)

年 月 日生

上記の者は、国税通則法第97条第1項第1号及び第3号に規定する質問及び検査を行う職員であることを証明する。

年 月 日交付

国税不服審判所長 印

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格B列8とし、紙質は厚紙白紙とする。
- 2 支部に所属する国税審判官の身分証明書については、上記書式中 「国税 不服審判所 国税審判官」とあるのは「(国税不服審判所の支部の名称)」とする。
- 3 国税審判官以外の国税不服審判所の職員の身分証明書については、上記書式(備考2を含む。)中「国税審判官」とあるのは「(国税副審判官等の官職名)」とする。

別紙第8号書式 (平26財令52・全改、平29財令23・平31財令12・令3財令19・一部改正)

## 納税証明書交付請求書 税務署長あて 年 月 日 所 住 名 氏 븡 下記のとおり、納税証明書の交付を請求します。 証明を受けようとする税目 証明を受けようとする国税の年度 証明を受けようと する 事 項 証請 求 枚 数 証使 目 的 用

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 国税局長又は税関長に提出する場合には、この書式中「税務署長」とあるのは「国税局長」又は「税関長」とする。
- 3 番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法 人番号を記載することとし、税関長に提出する場合には、この書式中「番号」の字句を抹消する。
- 4 第1号書式備考15は、この書式について準用する。

	納	税	証	明	書		
住所							
氏 名							
	税						
年度及び区分	納付すべき	き税額	納付済額	(未)	納税額	法定納	期限等
		円	P	1	円		
						_	
(備 考)							
第	号						
上記のとお	3り、相違か	こびな	とを証明し	ます。	<b>,</b>		
					左	F 月	日
		Ā	兇務署長	官	氏		名 印

- 1 第8号書式備考1及び4は、この書式について準用する。
- 2 国税局長又は税関長が発行する場合には、この書式中「税務署長」とあるのは「国税局長」又は「税関長」とする。

別紙第9号書式(その2) (平14財令20・追加、平19財令17・一部改正)

	納	税	証	明	書		
住 所							
氏 名							
	税						
年	度		所	得	金	額	
(その他)							
第	뮺						
上記の	とおり、相違に	ないこと	とを証明	します	ō		
					年	月	日
		Æ	说務署長	[ 信	氏		名 印

- 1 第9号書式(その1)備考は、この書式について準用する。
- 2 第13条に規定する事項の証明は、(その他) 欄に記載して行う。

別紙第9号書式(その3) (平14財令20・追加)

	納	税	証	明	書				
住 所									
氏 名									
			税につ	いて未	納の郡	額はま	ありま	きせん	,
第    号									
上記のとおり、	相違な	いこと	を証明	します	0				
,	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	· - <del>-</del>	_a resea / 4	/	-	Æ	Þ	-	,
						年	月	E	1
		税	務署長	官	氏	.17		名	印

備考 第9号書式(その1)備考は、この書式について準用する。

別紙第9号書式(その3の2) (平14財令20・追加)

納 税 証 明 書

住 所

氏 名

申 告 所 得 税 について未納の税額はありません。 消費税及び地方消費税

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

税務署長 官 氏 名 即

- 1 第9号書式(その1)備考は、この書式について準用する。
- 2 この納税証明書における申告所得税に係る証明は、所得税(源泉徴収による所得税を除く。)についての証明とする。

別紙第9号書式(その3の3) (平14財令20・追加)

納税証明書

住 所

氏 名

法 人 税 について未納の税額はありません。 消費税及び地方消費税

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

税務署長 官 氏 名 即

備考 第9号書式(その1)備考は、この書式について準用する。

別紙第9号書式(その4) (平14財令20・追加)

	納	税	証	明	書				
住 所									
氏 名									
第    号									
上記のとおり、	相違な	いこと	を証明	します	0				
						年	月	日	
		税	務署長	官	Į.	夭		名 即	

備考 第9号書式(その1)備考は、この書式について準用する。

別紙第 10 号書式 (平29財令23·追加、平31財令12·一部改正)

第 号

犯則事件調査職員証票

国税庁、国税局又は税務署

官氏名

年 月 日生

上記の者は、国税通則法第11章第1節の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する職員であることを証明する。

年 月 日交付

国税庁長官、国税局長又は税務署長 印

備 老

用紙の大きさは、日本産業規格B列8とし、紙質は厚紙白紙とする。